

# 周南市徳山中央浄化センター再構築事業 PFI アドバイザリー業務委託における企画提案募集要領

## 1 趣旨

徳山中央浄化センター再構築事業を官民連携事業として進めるにあたり、事業者の募集、選定など、事業発注にかかる専門的な支援を受けるアドバイザリー業務委託を実施するための企画提案募集について、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 PFI アドバイザリー業務委託

### (2) 業務の内容

別紙 1「PFI アドバイザリー業務委託一般仕様書」及び別紙 2「PFI アドバイザリー業務委託特記仕様書」のとおり

### (3) 契約方法

アドバイザリー業務は国の補助事業であるが、一括設計審査による複数年契約ができないため、毎年度交付決定を受けてからの契約となる。

初年度の業務内容により、プロポーザル審査を行い受注業者を決定する。翌年度以降は前年度の業務内容実績を審査し、その結果要求する一定の基準を満たしていると認められた場合及び予算その他の事情を総合的に勘案し、同じ業者と随意契約を行うことができるものとする。

### (4) 委託期間

契約日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで。

### (5) 提案上限額

令和元年度業務 29,552,600 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。※税率 10%）以内とする。

## 3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本業務の仕様書を踏まえ、本業務を確実に円滑に履行できる体制を整備すること。  
原則として業務体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ない事由により変更の必要が生じた場合は、事前に本市と協議のうえ、了承を得ること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出日時時点で、「周南市競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (7) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和元年 5 月末までに、受付が完了していること。
- (8) 共同企業体として参加する場合は、各企業が上記(1)～(7)に示す参加要件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体の企業は、単独又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。  
なお、次の(9)に示す企業履行実績は構成員のいずれかが要件を満たしていること。
- (9) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に契約して完了した業務のうち、以下に示す官民連携及び設計業務に係る実績を有すること。

#### 【官民連携業務に係る実績】

以下に示す①及び②に係る業務実績を有し、①について 1 件以上、②について 2 件以上の実績を有すること。

①下水道分野における施設整備を伴う官民連携事業（アドバイザリー業務を含む。）の導入検討

②官民連携事業（下水道・水道・空港・道路・庁舎など）の導入検討（アドバイザリー業務を含む。）

#### 【設計業務に係る実績】

以下に示す①及び②に係る業務について、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合又は広域連合との実績を有すること。

①終末処理場能力（現有能力）20,000m<sup>3</sup>/日以上における施設再構築実施設計業務又はストックマネジメント業務

②膜分離活性汚泥法（MBR 法）方式を活用した水処理施設の実設計業務

## 4 業務実施上の条件

- (1) 配置予定技術者に関する要件は以下のとおりとする。
- (ア)管理技術者は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に契約して完了した業務において、下記の示す、同種業務①又は類似業務①の実績を有すること。
- (イ)照査技術者は、次の官民連携に係る照査技術者及び、技術に係る照査技術者をそれぞれ配置すること。ただし、両方兼務できる場合は 1 人でも良い。

官民連携照査：平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に契約して完了した業務において、下記に示す同種業務①の実績を有すること

技術照査：平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に契約して完了した業務において、下記に示す同種業務②の実績を有し、かつ、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))の資格を有すること

(ウ)担当技術者は、次の資格又は実績を有すること。但し技術担当にあっては下記に示す同種業務②又は類似業務②の実績を有すること。

財務会計担当：公認会計士の資格を有すること

技術担当：技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))の資格を有すること

官民連携担当：平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に契約して完了した業務において、下記に示す類似業務①の実績を有すること

(エ) 配置予定技術者は、参加する事業者との間に雇用関係を有すること。

同種業務①：下水道分野における施設再構築事業に係る官民連携事業の導入又はアドバイザー業務

同種業務②：公共下水道終末処理場能力(現有能力)20,000m<sup>3</sup>/日以上における施設再構築実施設計業務又はストックマネジメント業務

類似業務①：下水道分野における整備に伴う官民連携事業の導入検討業務又はアドバイザー業務

類似業務②：公共下水道終末処理場における施設再構築実施設計業務又はストックマネジメント業務

## 5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1-1

周南市上下水道局 企画調整課

徳山中央浄化センター再構築推進室

電話番号 0834-22-8627

ファクス番号 0834-22-7013

電子メール [suido-kikaku@city.shunan.lg.jp](mailto:suido-kikaku@city.shunan.lg.jp)

(2) 募集要領等の交付

ア 交付期間

令和元年 7 月 22 日(月)から同年 8 月 13 日(火)まで(直接交付による場合の交付時間は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。)

イ 交付場所及び交付方法

上記(1)の担当部署における直接交付(無料)又は本市公式ホームページからのダウンロードによる。

(3) 質問及び回答

ア 質問を行う場合の提出書類

質問書（様式第1号）

イ 質問書の提出期限

令和元年7月29日（月）17時15分【必着】

ウ 提出方法

持参、電子メール又はファクスにより、上記5(1)に提出すること。（電子メール又はファクスの場合、必ず電話で到着を確認すること。電話又は口頭による質疑には応じない。）

エ 回答方法

令和元年8月5日（月）から同年8月27日（火）まで本市公式ホームページに掲載する。

(4) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等

(ア) 提出期間

令和元年7月23日（火）から同年8月13日（火）17時15分【必着】

(イ) 提出場所

前記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参（期間中の8時30分から17時15分まで）

郵送（特定記録郵便、簡易書留又は一般書留）

(エ) 応募書類

●共通

①参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部

②会社概要（様式第3号） 10部

③官民連携に係る実績（様式第4号） 10部

④設計に係る実績（様式第5号） 10部

●共同企業体の場合

⑤共同企業体公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式第6号） 1部

⑥周南市徳山中央浄化センター再構築事業 PFI アドバイザリー業務委託共同企業体協定書の写し（様式第7号） 1部

イ 参加表明書の資格審査結果の通知

令和元年8月16日（金）

ウ 企画提案審査申請書等

(ア) 提出期間

令和元年8月21日（水）から同年8月27日（火）17時15分【必着】

(イ) 提出場所

前記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参（期間中の8時30分から17時15分まで）

郵送（特定記録郵便、簡易書留又は一般書留）

(エ) 応募書類

- ①企画提案審査申請書（様式第 8 号） 1 部
- ②企画提案書（任意様式） 10 部（正本 1 部、副本 9 部）
- ③見積書（任意様式） 1 部
- ④業務実施体制（様式第 9 号） 10 部
- ⑤管理技術者の経歴（様式第 10 号） 10 部
- ⑥照査技術者の経歴（様式第 11 号） 10 部
- ⑦担当技術者の経歴（様式第 12 号） 10 部
- ⑧周南市における業務実績（様式第 13 号） 10 部

## 6 応募書類

(1) 企画提案書及び見積書の作成方法

別紙 3「PFI アドバイザリー業務委託の企画提案書等作成要領」を参照

(2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が受注候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。
- ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- エ 提出された参加申込書、企画提案書は返却しない。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 7 審査方法等

(1) 審査の内容

選定委員会事務局は、参加表明書等を提出した全ての提案者の参加資格を参加資格審査申請書等により確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。選定委員会は、参加資格要件を満たす提案者に対して、企画提案審査申請書等を受付し、書類審査、提案プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の全てについて総合的に判断のうえ、受注候補者を決定する。

ア 日時

令和元年 9 月 3 日（火）

（注）会場及び時刻は、別途電子メールにより通知する。

イ 説明時間

50 分（説明 30 分、質疑 20 分）以内

#### ウ 審査結果通知

令和元年 9 月 10 日（火） 予定

審査結果は、提案者全てに書面で通知する。

#### エ その他

(ア) プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

(イ) 追加提案や追加資料の配付は認めない。

#### (2) 評価基準

提案審査における配点は、以下のとおりとする。

提案審査における配点

項目	配点	配点対象
事業者要件	50点	令和元年度業務及び全体業務
技術者要件	250点	令和元年度業務及び全体業務
企画提案書の内容	360点	令和元年度業務
ヒアリング	240点	令和元年度業務
提案価格	100点	令和元年度業務及び全体業務
合計	1000点	

#### (3) 審査結果の公表

受注候補者の選定結果は、本市公式ホームページに掲載する。

#### (4) 受注候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受注候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受注候補者とする。

ただし、提案を行う事業者が1者の場合、審査結果が評価点全体の60パーセントを満たすことを受注候補者として選定する条件とする。

## 8 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和元年 7 月 22 日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和元年 7 月 23 日（火）から 令和元年 7 月 29 日（月）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和元年 8 月 5 日（月）
④ 参加表明書の提出期限	令和元年 8 月 13 日（火）
⑤ 参加表明書の資格審査結果の通知	令和元年 8 月 16 日（金）

⑥ 企画提案書等の受付期間	令和元年 8 月 21 日（水）から 令和元年 8 月 27 日（火）まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和元年 9 月 3 日（火）予定
⑧ 審査結果の通知	令和元年 9 月 10 日（火）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和元年 9 月 17 日（火）予定
⑩ 審査結果の公表	令和元年 9 月 18 日（水）予定

## 9 留意事項

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1 事業者及び共同企業体につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（本市からの指示があった場合を除く。）
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑦ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

## 10 委託契約に関する基本的事項

提出された提案書を基本として受注候補者と協議を行い、協議が整った場合は、別途定める予定価格の範囲内で、業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

なお、協議が整わなかった場合には、次順位の者と協議を行う。